

ウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰対策 農業経営支援資金

静岡県災害対策緊急特別利子補給により

実質金利負担 **0.00%**

※適用利率 固定 1.00%

※最大5年間 1.00%の利子補給

【商品概要】

令和6年4月1日現在

お使いみち	ウクライナ情勢悪化によって影響を受けた組合員が、農業経営安定のため、緊急に必要とする営農関連資金とする。
ご融資の対象	ウクライナ情勢悪化によって影響を受けた当JAの組合員
影響対象期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで (※当該資金貸出実行分を対象)
保証料	ご融資時に一括して所定の保証料をお支払いいただきます。 (※保証料助成制度あり)
手数料	手数料は無料です。 (※契約には内容に応じて印紙税がかかります。)
必要書類等	【個人の場合】 ・原油価格、物価高騰などの金額がわかるもの ・所得証明書(直近の確定申告書3期分) ・固定資産評価証明書(固定資産名寄台帳) ・その他当JAが必要とする書類

※詳しくは下記の支店窓口までお問合せください。

※但しJAアグリマイティーフंडの条件(裏面)についても同時に満たす必要があります。

保証料全額助成

農業者の皆様の保証料負担を軽減するため静岡県農業信用基金協会にお支払いいただいた保証料相当額を全額助成いたします。

- 対象要件：令和7年3月末までに実行した案件となります。
- お借入時の状況およびご返済の状況によっては、利子補給の対象とならない場合がございます。

本店融資営業課 TEL. 0548-22-8028 勝間田支店 TEL. 0548-28-0211
御前崎支店 TEL. 0548-63-2395 吉田支店 TEL. 0548-32-1121
相良支店 TEL. 0548-52-0281 住吉支店 TEL. 0548-32-0115
榛原支店 TEL. 0548-22-0750



商品名	J A アグリマイティー資金（アグリエース）
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当 J A の組合員の方、もしくは J A が定めた農業者等の方。 ① 農業者が主たる構成員となっている法人格を有しない農業を営まれる任意団体であって、次の要件をすべて満たされる方（以下「集落営農組織」といいます。）。 （a） 代表者、代表権の範囲、団体の目的、構成員の資格等を定めた規約を有すること。 （b） 一元的に経理を行っていること。 （c） 原則として 5 年以内に農地保有適格法人に組織変更する旨の目標を有していること。 （d） 農用地の利用の集積の目標を定めていること。 （e） 主たる従業者が目標農業所得額を定めていること。 ② 集落営農組織が法人化するときにその構成員になろうとする方。 ○ 原則として静岡県農業信用基金協会の保証が受けられる方。 ○ 信用状況に不安のない方。その他当 J A が定める条件を満たしている方。
資金使途	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農業生産に直結する設備資金・運転資金（アグリエース資金） ※本資金は負債整理および生活関連事業は対象とせず、当 J A でお借入の資金の借換えも行いません。
借入金額	○ 事業費の 100% の範囲内かつ貸付上限額 3 億円以内（10 万円以上、1 万円単位）
借入期間	○ 設備資金 20 年以内（据置期間 3 年以内）、運転資金は 15 年以内（据置期間 3 年以内）。
借入利率	○ 当 J A 所定の利率とします。詳細については、当 J A の融資窓口にお問い合わせください。
借入方式	【長期資金】証書貸付とする。【短期資金】手形貸付または証書貸付とする。
返済方法	【長期資金】元金均等または元利均等返済。【短期資金】元金均等、元利均等および期日一括返済。
担保	○ 担保は必要に応じて設定させていただくことができます。
保証	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原則として静岡県農業信用基金協会の保証をご利用いただきます。 ○ 法人の方は代表者を連帯保証人とします。法人の方以外でも連帯保証人を求める場合があります。 ○ 「経営者等」に該当しない場合は、連帯保証人とさせて頂くにあたりまして、公証役場の公証人が作成する「保証意思宣明公正証書」が必要となります。なお、「保証意思宣明公正証書」につきましては、保証契約を締結する前の 1 ヶ月以内に作成されたものに限ります。
保証料	○ 一括前払い…ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。なお、保証料率は J A 所定の保証料率となります。
手数料	○ いたしません。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 苦情処理措置…本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 支店または金融部金融企画課（電話：0548-22-9538）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、J A バンク相談所（電話番号：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ○ 紛争解決措置…外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は次の機関を利用できます。上記当組合金融部金融企画課または J A バンク相談所にお申し出ください。静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター（J A バンク相談所を通じてのご利用となります。上記 J A バンク相談所にお申し出ください。）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ お申込みの際は、当 J A、および原則として静岡県農業信用基金協会において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によってはご希望に沿いかねる場合もございますので、予めご了承ください。 ○ 現在のお借入利率やご返済額の試算、保証意思宣明公正証書の必要有無の確認および取得方法等については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。

令和 6 年 4 月 1 日現在